匝瑳市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月6日(火)午後3時から午後3時45分まで
- 2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室
- 3 出席委員
 - (1) 農業委員(17名)

	1番	椎	名		弘	委員	2番	滝	田	博	司	委員
	3番	伊	藤	明	美	委員	4番	戸	村	光	男	委員
	5番	塚	本	_	治	委員	6番	加	瀬	安	男	委員
	7番	大	木	正	俊	委員	8番	土	屋	玲	子	委員
	9番	佐	藤		和	委員	10番	石	橋	慎	司	委員
1	1番	玉	澤	幸	雄	委員	12番	髙	ㅁ	文	敬	委員
1	3番	鈴	木		茂	委員	14番	布	施	陽	子	委員
1	5番	佐	藤	郁太郎		委員	16番	布	施	行	雄	委員
1	7 釆	715	**	酒主	色工	禾吕						

17番 小 林 須美子 委員

(2) 農地利用最適化推進委員(8名)

19番	太	田	孝 夫	委員	22番	平山	」 敏	之	委員
23番	宇	野	恵三郎	委員	24番	金坡	え ハル	子	委員
25番	土	屋	功	委員	26番	関口	孝	男	委員
27番	寺	本	利 幸	委員	28番	江波戸	1 和	男	委員

- 4 欠席委員
 - (1) 農業委員(0名)
 - (2) 農地利用最適化推進委員(4名)

ついて

 18番
 林
 博
 之
 委員
 20番
 小
 林
 重
 紀
 委員

 21番
 椎
 名
 正
 和
 委員
 29番
 秋
 山
 菊
 次
 委員

- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件

4件

その他

6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局)事務局員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和6年2月農業委員会定例総会を開会いたします。

髙品会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心 より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることと なっておりますので、以降の議事進行は髙品会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、1番椎名弘委員、2番滝田博司委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請 について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番は、所有権移転 に関する件であります。

【議案第1号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

- 議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 8番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請 について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

- 議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、貸駐車場用地として畑1,785㎡の内315.6㎡を 計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案 件には始末書が添付されております。

- 議長ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 2番 番号1番について、申請者は隣接するアパートへの貸駐車場を計画しています。現況は駐車場として利用されており、今後このようなことが無いよう

始末書が提出されております。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響は相当と思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。 議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請 に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いし ます。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、当初事業計画者は議案書に記載のとおり令和2年に転用許可を受け、申請地に賃貸住宅の建築を計画しておりましたが、建築資材の高騰により賃貸住宅の建築が行われませんでした。今回の計画変更申請は、この後の議案第4号番号2番の申請をするために手続き上必要なものとなっています。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

- 10番 番号1番について、当初事業計画者は議案書記載のとおり農地転用許可を 受け、賃貸住宅を建築する予定でしたが、その後状況が変わったため現在ま で申請地に賃貸住宅の建築が行われませんでした。承継後の事業計画は、専 用住宅として計画するもので、問題ないと思います。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の 計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から番号4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、特定建築条件付売買予定地(18区画予定地)として 田4, 151㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題な いと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑442㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、太陽光発電設備用地として田及び畑1,174㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、資材置場用地として畑1,487㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 10番 番号1番について、譲受人は不動産業を主とする会社で、今回申請地に特定建築条件付売買予定地として18区画の整備を計画しております。特定建築条件付売買とは通常の建売分譲とは異なり、土地の購入者が建築事業者と住宅の内容を相談できるもので、昨今の住宅の多様化に対応できるものとなっております。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思われます。番号2番について、譲受人夫妻は現在、八街市のアパートに居住しており、

番号2番について、譲受人夫妻は現在、八街市のアパートに居住しており、 子供が生まれたことによりアパートが手狭となったために今回の申請地に専 用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と 思われます。周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

- 14番 番号3番について、譲受人は再生エネルギーを主とする会社で、今回申請地に太陽光発電設備の設置を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。
- 13番 番号4番について、譲受人は鉄鋼業を主とする会社で、年間の事業の計画 上、鉄鋼の置場が不足するため今回申請地に資材置場の設置を計画していま す。農地区分については、農用地区域内農地ですが例外規定に該当すると思 われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響は ないと思います。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。 議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(挙手多数)

- 議長 賛成多数であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて 1件 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について 1件 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて 4件 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件 でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和6年2月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。